静岡産業大学学生海外短期研修奨励金給付規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学(以下「本学」という。)に在籍する学生のうち、本学の授業科目として単位認定を行う海外短期研修に参加する者に対して、海外短期研修 奨励金(以下「奨励金」という。)の給付を行い、海外短期研修を奨励することを目的とする。

(資格)

第2条 奨励金の給付を受けることができる者は、海外短期研修に参加する学生(科目等 履修生は除く。)とする。

(給付額)

- 第3条 奨励金の給付額は次のとおりとし、海外短期研修先の国・地域(ただし外務省の分類に基づく)により決定する。
 - (1) 大洋州、北米、中南米、欧州、中東、アフリカに位置する国・地域 8万円
 - (2) アジアに位置する国・地域 5万円

(参加手続)

第4条 海外短期研修に参加する者は、研修に出発する2週間前までに父母等同意書(様式第1号)を提出しなければならない。

(申 請)

- 第5条 海外短期研修を修了し、奨励金の給付を受けようとする者は、研修から帰国後2 週間以内に学生海外短期研修奨励金給付申請書(様式第2号)を提出しなければならない。
- 2 前項により提出された海外短期研修奨励金給付申請書については、担当教員が確認の うえ、所見の記載を行うものとする。

(決 定)

第6条 奨励金の給付は、海外短期研修奨励金給付申請書により教務委員会が審査を行い、 当該学部教授会の議を経て学長が決定する。

(庶 務)

第7条 海外短期研修奨励金給付に関する庶務は、教務課において行う。

(改 正)

第8条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て理事長が行う。

附則

この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。 附 則

- この規程の改正は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。 附 則
- この規程の改正は、平成29年4月1日から適用する。 附 則
- この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この規程の改正は、令和4年4月1日から適用する。ただし、様式については令和4年9月28日から適用し、同日前は従前の例による。

附 則

この規程の改正は、令和5年4月1日から施行する。

父母等同意書

年	月	\mathbb{H}

静岡産業大学 学長 様

旅券番号

父母等連絡先

₹

	JAX.										
工)					æ}!		17TT left of	小山太子	シマネル	r	₹1.o
私は、 <u>(学生氏名)</u> 者の同研修への参加	ア日辛)	±+			(/)祖	外短期	Մ修り	川谷を	ど亅承し	八上	.記(/)
		, ,	フッキ	=₩ - -	中, 쓰	4 T7 マドゲロ	160元日	₩ 目目 Æ	* a + t =) 公子	.1_ 4\
なお、研修期間中に											
いことにより、またに	は目らの	健康状	態もし	くは過	失に。	より、上	記の者	が何ら	っかの被	ぞ客を	被つ
たとしても貴学並び	に研修党	受入機関]等に対	けして責	任は	問いまっ	せん。				
		公旦年	工力					印	(続材	e .)
	•	父母等」	<u> 入名</u>					⊢l1	(於化化	<u>1</u>	
海外短期研修名						()
(授業科目名)						()
海外短期研修期間			年	月	日	~		年	月	日	
147 17=2747112774114			<u>'</u>					<u>'</u>			
学籍番号											
担当教員											

※研修期間中は本学引率者及び研修受入機関、代理店等からの諸注意、連絡事項等がありますので遵守してください。もし、不明な点や不安な点などがあれば勝手な判断をせず必ず相談をしてください。

有効期限

電話

年

(

月

日

学生海外短期研修奨励金給付申請書

年	月	日

静岡産業大学 学長 様

学部 学科

学籍番号

氏 名

住 所

連絡先

静岡産業大学学生海外短期研修奨励金給付規程第5条の規定により、下記のとおり海外 短期研修奨励金の給付を申請いたします。

記

記海外短期研修名 (授業科目名)			()
海外短期研修期間	年	月	日 ~	年	月	日
海外短期研修の目的						
海外短期研修の実績						
担当教員						

【担当教員記載欄】

|--|

